

令和2年度 浦安市保育士養成修学資金貸付事業のご案内



浦安市子育て応援キャラクター
セットさん (パパ) コモさん (ママ)
マモちゃん (こども)

1. 保育士養成修学資金貸付事業とは

指定保育士養成施設に在学している方で、卒業後すぐ浦安市内の私立保育所等で保育士として働く意思のある方に修学資金を貸し付け、その修学を支援するものです。

この制度では、浦安市内の私立保育所等で保育士として5年間継続して勤務した場合には、貸付金の返済が全額免除されます。

2. 対象者

この修学資金の貸付対象者は、次のとおりとします。

ア 指定保育士養成施設に修学している方。

イ 指定保育士養成施設を卒業後すぐ、浦安市内の私立保育所等に保育士として勤務する意思のある方。

なお、令和2年度の募集人数は10人です。

※「指定保育士養成施設」とは、児童福祉法に規定する「都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設」を指します。

「私立保育所等」とは、民営保育園・小規模保育事業所・私立認定こども園を指します。

「保育士として」とは、1日6時間以上かつ月20日以上の勤務形態を指します。

3. 貸付額

年額360,000円を上限とします。

なお、返済の際は無利子での貸付となります。

4. 貸付期間

指定保育士養成施設の正規の修学期間とします。

ただし、年度ごとに申請が必要です。希望する年度のみ申請も可能です。

5. 返済の免除

貸付を受けた方が、指定保育士養成施設を卒業した場合には、貸付金を返済しなければなりません。

ただし、卒業後すぐ浦安市内の私立保育所等に保育士として勤務した場合は、修学資金の返済の債務の全部または一部が免除されます。詳しくは以下のとおりです。

卒業後の状況	返済内容
卒業後すぐ市内の私立保育所等に勤務し、5年間経過した場合。	返済全額免除
卒業後すぐ市内の私立保育所等に勤務したが、5年未満で退職してしまった場合。	貸付額に市内の私立保育所等で勤務した月数を掛け、60で割った額の返済を免除。 残額については、指定保育士養成施設を卒業した月の翌月から、5年以内に返済する。

その他、以下の場合も返済が免除される場合があります。

- ア 死亡したとき。
- イ 災害、病気その他やむを得ない事由があるとき。

6. 募集期間

令和2年6月1日から6月30日（必着）までとなります。

ただし、募集人数に満たなかった場合は追加募集を行うことがあります。

なお、昨年度申請をいただいた方で、今年度の貸付を希望する方も年度ごとに申請が必要になります。

7. 申し込み方法

修学資金の貸付を希望する方は、次に掲げる書類を保育幼稚園課まで提出してください。

- (1) 浦安市保育士養成修学資金貸付申請書 ※
- (2) 住民票の写し
- (3) 指定保育士養成施設に在学していることを証する書類
- (4) 未成年者が申請を行う場合にあつては、当該申請に対する同意を行う者が当該未成年者の法定代理人であることを証する書類（戸籍謄本等）
- (5) 申請者の誓約書 ※
- (6) 連帯保証人の誓約書 ※
- (7) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (8) 連帯保証人の住民票の写し（連帯保証人が本市以外に在住している者である場合）
- (9) 連帯保証人の収入を証する書類
- (10) 浦安市保育士養成修学資金返済・返還計画書 ※
- (11) 口座振込依頼書（口座振り込みでの交付を希望する場合） ※

※市所定の様式があります。

8. 決定と交付

申請時に提出していただいた書類を基に審査をし、決定通知を郵送します。修学資金の交付は7月と1月の2回に分けて予定しています。

詳細は浦安市公式ホームページ(<http://www.city.urayasu.lg.jp/>)をご覧ください。

その他、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

● お問い合わせ先

浦安市役所 健康こども部
保育幼稚園課 運営・指導係
千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
TEL：047（712）6441